

特定非営利活動法人の設立に係る申請の公表

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請があったので下記のとおり公表する。

なお、この関係書類は、総務企画部地域づくり課において縦覧に供する。

令和5年1月20日

記

- 1 申請のあった年月日
令和5年1月12日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人野生動物被害対策研究会
- 3 代表者の氏名
大平 正
- 4 主たる事務所の所在地
鹿児島県日置市東市来町神之川 190番地
- 5 公表に係る書類
定款等
役員名簿

特定非営利活動法人野生動物被害対策研究会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人野生動物被害対策研究会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を鹿児島県日置市東市来町神之川190番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、耕作地（漁業を含む）を直接守る事を主に考え、鳥獣との住み分けを考え、野生動物と共存するため、野生動物保護及び主に被害防除、駆除のコンサルタント事業や被害駆除の調査・研究事業、新型装置等の開発・教育・人材育成事業、情報発信事業、受託事業を行うとともに、ICT等を使用したジビエを円滑に行えるシステムの構築事業を行うことにより、公益の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 環境の保全を図る活動
- (2) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (3) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (4) 科学技術の振興を図る活動
- (5) 社会教育の推進を図る活動
- (6) 経済活動の活性化を図る活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡・助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 野生動物保護及び被害駆除のコンサルタント事業
- (2) 野生動物保護及び被害駆除の調査・研究事業
- (3) 野生動物保護及び被害駆除、駆除の為の新型装置等の開発事業
- (4) 野生動物保護及び被害駆除の教育・人材育成事業
- (5) 野生動物保護及び被害駆除の情報発信事業
- (6) 野生動物保護及び被害駆除の受託事業

(7) ジビエを円滑に行えるシステムの構築事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、この法人の活動及び事業を推進するために入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、この法人の活動を援助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拋出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拋出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上10人以内

(2) 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定に関わらず、後任の役員が選任されていない場合には、当該任期の末日後の最初の総会が終結するまで、その任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）の借入れその他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決

し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決し、又は表決を委任した正会員は、前2条、次条第1項及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者があつた場合には、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印をしなければならない。
 - 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があつたものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用について

は、理事会に出席したものとみなす。

- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印をしなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算の成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合は、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）をしたときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち総会の議決を経て選定した者に帰属するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 大平 正

副理事長 傳田 昌考
理事 福田 大輔
監事 大平 宏子

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定に関わらず、成立の日から令和6年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定に関わらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定に関わらず、成立の日から令和5年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定に関わらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金	正会員	なし
	賛助会員	なし
(2) 年会費	正会員	なし
	賛助会員	1口 1,000円(1口以上)

設 立 趣 旨 書

1. 趣旨

全国レベルで野生鳥獣による農林水産被害金額は、依然として高い水準となっています。その被害地域は、年々広域化しており、農業者の生産意欲の減退や耕作放棄地の増加等が問題となっています。

豊かな自然と調和した人の暮らしが紡がれる里地里山を持続的に継承していくために、農山村の最も深刻な課題の一つである獣害問題の解決に向けた支援を通じて、野生動物を含む多様な自然と持続的に共生できる地域社会の創生が希求されています。

当法人の発起人は、20数年余り、猟友会に所属し、独自に任意団体の野生動物被害対策研究会を立ち上げ、さまざまな装置などを研究開発し、実用化をしてきました。

鳥獣被害に関しては、サル被害農家の為に、誘導式時間差爆音機を制作し、又鳥（スズメ）被害のための音声認識追い払い機などを造り、成果をあげています。

しかしながら、有害鳥獣の被害は、後を絶ちません。広く有害鳥獣駆除の必要性を訴え、行政や関係機関との関係を強化し、一般市民の支援を得るには、法人化の必要性を痛感し、特定非営利活動法人を設立することにしました。

今後は、耕作地（漁業を含む）を直接守る事を主に考え、鳥獣との住み分けを考え、野生動物と共存するため、野生動物保護及び主に被害防除、駆除のコンサルタント事業や被害駆除の調査・研究事業、新型装置等の開発・教育・人材育成事業、情報発信事業、受託事業を行うとともに、ICT等を使用したジビエを円滑に行えるシステムの構築事業を行うことにより、公益の増進に寄与して行きたいと思っております。


2. 申請に至るまでの経緯

令和 4年 6月 特定非営利活動法人の設立準備を開始。

令和 4年12月 特定非営利活動法人の設立総会を開催。

令和 4年12月 2日

特定非営利活動法人野生動物被害対策研究会

設立代表者 氏名 大平 正 

令和4年度事業計画書

特定非営利活動法人野生動物被害対策研究会

1. 事業実施の方針

設立初年度は、期間も短いため、今後の活動の基盤づくりを行いたい。

2. 事業の実施に関する事項

(1)特定非営利活動に係る事業

(単位:円)

事業名	事業内容等	事業費の予算
(1)野生動物保護及び被害駆除の コンサルタント事業	事業内容:野生動物保護及び被害駆除の コンサルタント 実施時期 : 通年 対象者 : 一般市民	100,000
(2)野生動物保護及び被害駆除の 調査・研究事業	事業内容:野生動物保護及び被害駆除の 調査・研究 実施時期 : 通年 対象者 : 一般市民	100,000
(3)野生動物保護及び被害駆除、 駆除の為の新型装置等の開発事業	事業内容:野生動物保護及び被害駆除の 教育・人材育成 実施時期 : 通年 対象者 : 一般市民	100,000
(4)野生動物保護及び被害駆除の 教育・人材育成事業	事業内容:野生動物保護及び被害駆除、 駆除の為の新型装置等の開発 (ドローン、ICT,トラップ、防除、捕獲) 実施時期 : 通年 対象者 : 一般市民	100,000
(5)野生動物保護及び被害駆除の 情報発信事業	事業内容:野生動物保護及び被害駆除の 情報発信 実施時期 : 通年 対象者 : 一般市民	100,000
(6)野生動物保護及び被害駆除の 受託事業	事業内容:野生動物保護及び被害駆除の 受託 実施時期 : 通年 対象者 : 一般市民	100,000
(7)ジビエを円滑に行えるシステムの 構築事業	事業内容:ジビエを円滑に行えるシステムの 構築 実施時期 : 通年 対象者 : 一般市民	100,000

令和5年度事業計画書

特定非営利活動法人野生動物被害対策研究会

1. 事業実施の方針

設立2年度は、計画している各種活動を実施できる体制づくりと当法人の活動を広く周知する活動を行いたい。

(1)特定非営利活動に係る事業

(単位:円)

事業名	事業内容等	事業費の予算
(1)野生動物保護及び被害駆除の コンサルタント事業	事業内容:野生動物保護及び被害駆除の コンサルタント 実施時期 : 通年 対象者 : 一般市民	500,000
(2)野生動物保護及び被害駆除の 調査・研究事業	事業内容:野生動物保護及び被害駆除の 調査・研究 実施時期 : 通年 対象者 : 一般市民	500,000
(3)野生動物保護及び被害駆除、 駆除の為の新型装置等の開発事業	事業内容:野生動物保護及び被害駆除、 駆除の為の新型装置等の開発 (ドローン、ICT、トラップ、防除、捕獲) 実施時期 : 通年 対象者 : 一般市民	500,000
(4)野生動物保護及び被害駆除の 教育・人材育成事業	事業内容:野生動物保護及び被害駆除の 教育・人材育成 実施時期 : 通年 対象者 : 一般市民	500,000
(5)野生動物保護及び被害駆除の 情報発信事業	事業内容:野生動物保護及び被害駆除の 情報発信 実施時期 : 通年 対象者 : 一般市民	500,000
(6)野生動物保護及び被害駆除の 受託事業	事業内容:野生動物保護及び被害駆除の 受託 実施時期 : 通年 対象者 : 一般市民	500,000
(7)ジビエを円滑に行えるシステムの 構築事業	事業内容:ジビエを円滑に行えるシステムの 構築 実施時期 : 通年 対象者 : 一般市民	500,000

設立当初の事業年度 活動予算書
 法人成立の日から令和5年3月31日まで

特定非営利活動法人野生動物被害対策研究会

科	目	金	額	(円)
I 経常収益				
1	受取会費	100,000	100,000	
2	受取寄付金			
	受取寄付金	800,000	800,000	
3	受取助成金等			
	受取助成金	0	0	
4	事業収益			
	(1) 野生動物保護及び被害駆除のコンサルタント事業収益	0		
	(2) 野生動物保護及び被害駆除の調査・研究事業収益	0		
	(3) 野生動物保護及び被害駆除、駆除の為の新型装置等の開発事業収益	0		
	(4) 野生動物保護及び被害駆除の教育・人材育成事業収益			
	(5) 野生動物保護及び被害駆除の情報発信事業収益	0		
	(6) 野生動物保護及び被害駆除の受託事業収益	0		
	(7) ジビエを円滑に行えるシステムの構築事業収益	0	0	
5	その他の収益			
	雑収入ほか	0	0	
経常収益計				900,000
II 経常費用				
1	事業費			
(1)	人件費	0		
	給料手当	0		
	法定福利費	0		
	人件費計	0		
(2)	その他の経費			
	謝金	0		
	旅費交通費	200,000		
	通信費	100,000		
	備品費	100,000		
	賃借料	100,000		
	消耗品費	50,000		
	水道光熱費	50,000		
	福利厚生費	10,000		
	雑費	90,000		
	その他経費計	700,000		
事業費計			700,000	
2.	管理費			
(1)	人件費			
	給料手当	0		
	法定福利費	0		
	人件費計	0		
(2)	その他の経費			
	会議費	0		
	交際費	0		
	支払手数料	120,000		
	消耗品費	0		
	雑費	0		
	その他経費計	120,000		
管理費計			120,000	
経常費用計				820,000
当期経常増減額				80,000
III 経常外収益				
1.	固定資産売却益	0	0	
経常外収益計				0
IV 経常外費用				
1.	過年度損益修正損		0	
経常外費用計				0
税引前当期正味財産増減額				80,000
法人税, 住民税及び事業税				0
当期正味財産増減額				80,000
設立時正味財産額				0
次期繰越正味財産額				80,000

次事業年度 活動予算書
 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
 特定非営利活動法人野生動物被害対策研究会

科 目	金 額	(円)
I 経常収益		
1 受取会費	100,000	100,000
2 受取寄付金		
受取寄付金	1,000,000	1,000,000
3 受取助成金等		
受取助成金	1,000,000	1,000,000
4 事業収益		
(1)野生動物保護及び被害駆除のコンサルタント事業収益	500,000	
(2)野生動物保護及び被害駆除の調査・研究事業収益	0	
(3)野生動物保護及び被害駆除、駆除の為の新型装置等の開発事業収益	500,000	
(4)野生動物保護及び被害駆除の教育・人材育成事業収益	0	
(5)野生動物保護及び被害駆除の情報発信事業収益	0	
(6)野生動物保護及び被害駆除の受託事業収益	1,000,000	
(7)ジビエを円滑に行えるシステムの構築事業収益	0	2,000,000
5 その他の収益		
雑収入ほか	0	0
経常収益計		4,100,000
II 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費	0	
給料手当	0	
法定福利費	0	
人件費計	0	
(2) その他の経費		
謝金	800,000	
旅費交通費	500,000	
通信費	300,000	
備品費	600,000	
賃借料	600,000	
消耗品費	200,000	
水道光熱費	200,000	
福利厚生費	100,000	
雑費	200,000	
その他経費計	3,500,000	
事業費計		3,500,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
給料手当	0	
法定福利費	0	
人件費計	0	
(2) その他の経費		
会議費	0	
交際費	0	
支払手数料	0	
消耗品費	0	
雑費	0	
その他経費計	0	
管理費計		0
経常費用計		3,500,000
当期経常増減額		600,000
III 経常外収益		
1. 固定資産売却益	0	0
経常外収益計		0
IV 経常外費用		
1. 過年度損益修正損		0
経常外費用計		0
税引前当期正味財産増減額		600,000
法人税, 住民税及び事業税		0
当期正味財産増減額		600,000
前期繰越正味財産額		80,000
次期繰越正味財産額		680,000

役員名簿

特定非営利活動法人野生動物被害対策研究会

役職名	氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事	大平 正		無
理事	傳田 昌考		無
理事	福田 大輔		無
監事	大平 宏子		無